

平成 28 年 10 月 3 日

日本関税協会大阪支部事務局長 殿

大阪税関

監視部管理課長 河田 英夫

業務部管理課長 中村 浩

調査部管理課長 宮本 浩司

「取締強化期間」における協力依頼について

平素は税関行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、大阪税関においては、覚醒剤・麻薬等の不正薬物、銃器及びテロ関連物資並びに知的財産侵害物品の密輸阻止を目的として、下記期間を「取締強化期間」と位置付け、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

併せて、関係先会員各位へ周知いただければ幸甚です。

記

平成 28 年 10 月 17 日（月）から 10 月 31 日（月）まで

以上